

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）に基づき開講し評価を行う科目について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(履修科目)

第2条 九州歯科大学学則（以下「学則」という。）第16条第2項及び履修規程第3条で定める履修方法及び授業科目については、歯学科は別表第一、口腔保健学科は別表第二のとおりとする。

(履修届)

第3条 学生は、各年次または各セメスターの初めに、その年次またはセメスターにおける選択科目について、履修しようとする授業科目を、学務部教務企画課（以下、「教務企画課」という。）に届け出なければならない。

2 履修の取り下げは、履修届の提出期限から2週間程度で事務局が定める期限までに届け出なければならない。

(評価基準)

第4条 履修科目の評価基準は、授業要綱で定める。

(成績区分)

第5条 成績の総合評価は、秀（90～100点）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）及び不可（59点以下）で表し、不可は不合格とする。なお可否の最終判定は学年末に行う。

(グレード・ポイント及びグレード・ポイント・アベレージ)

第6条 第4条で定める成績の総合評価に基づき、グレード・ポイント（以下、「GP」という。）を算出する。GPは秀を4、優を3、良を2、可を1、不可を0として各科目ごとに算出する。

2 グレード・ポイント・アベレージ（GPA）は、評価を受けた授業科目のGPに当該科目の単位数を乗じた値を履修した授業科目の総単位数で除して算出する。

(追試験)

第7条 履修規程第13条に基づき、追試験を行う。

2 履修規程第13条に定める「真にやむを得ない事情」とは、公欠等とする。

3 追試験の受験を希望する者は、履修規程第8条から第12条に定める試験の開始前に受験できないことを教務企画課に連絡しなければならない。連絡がない場合、原則として追試験の受験資格を放棄したものとみなす。

4 追試験を希望する者は、当該試験科目実施日以降1週間以内に、追試験受験願（様式第1号）及び受験できなかった事情を証する書面を、教務企画課を通じて学科長に提出しなければならない。

5 学科長は、教務部会で追試験受験願の内容を審査し、追試験の実施について審議する。

6 学科長は追試験の審議結果を学部長に報告し、学部長は追試験の審議結果を科目担当責任者及び追試験の受験を希望する者に通知するとともに、追試験実施の場合は、速やかにこれを行わせるものとする。

(再試験)

第8条 履修規程第14条に基づき、再試験を行う。

2 再試験の実施方法及び実施時期は、科目担当責任者の意見を聴き、教授会で決定する。

3 再試験の成績評価は、60点を上限とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第一（第2条関係）

別表第二（第2条関係）

様式第1号（第7条関係）